

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成14年分の源泉所得税課税状況及び民間給与実態統計調査結果（抜粋）から成っている。課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。民間給与実態統計調査は、給与所得者（民間企業に属する者に限る。）の規模別、業種別、給与階級別等に人員、給与、税額を明らかにしたものである。この調査は標本調査の方法で調査、集計したものであるため、前半の課税状況の関連数値とは若干の差がある。

2 源泉徴収税率（平成14年分）

(1)	利子所得（源泉分離）	15%
(2)	配当所得	株 式 等
	イ 総合課税分	20%
	ロ 源泉分離分	35%
	ハ 確定申告不要分	20%
	公募投資信託等の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等（源泉分離）	15%
(3)	割引債の償還差益（源泉分離）	18%（又は16%）
(4)	上場株式等の譲渡所得等（源泉分離）	20%
	（平成14年12月31日をもって廃止）	
(5)	給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額（略）
(6)	退職所得	イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合
		「退職所得の源泉徴収税額表」（略）
	ロ 無申告の場合	20%
(7)	報酬・料 金 等	イ 原稿料等（所得税法第204条 1 号）
		1 回の支払金額
		弁護士、税理士等（同条 2 号）
		100万円までの部分 10%
		職業野球選手、騎手等（同条 4 号）
		1 回の支払金額
		芸能等についての出演、演出等（同条 5 号）
		100万円超の部分 20%
		契約金（同条 7 号）
	ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 2 号）	
		1 回の支払金額 1 万円超
		職業拳闘家（同条 4 号）
		1 回の支払金額 5 万円超
		外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 4 号）
		月中の支払金額12万円超 10%
		パーキャバレーのホステス（同条 6 号）
		（ 5 千円×日数）を超える額
		広告宣伝の賞金（同条 8 号）
		1 回の支払金額50万円超
		競馬の馬主が受ける賞金（同条 8 号）
		（賞金額の20% + 60万円）を超える額
	ハ 診療報酬（同条 3 号） = 月分の支払金額20万円超	10%
	ニ 公的年金等（所得税法第203条の 2）	
		（（公的年金等の支払額） - （控除額）） 10%
	ホ 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）	
		（支払年金の額 - その年金の額に対応する保険料
		又は掛金の額）で25万円を超えるもの 10%
	ヘ 芸能法人（所得税法第174条）	10%

3 - 1 課 税 状 況

(1) 課 税 状 況

種 類 \ 区 分	本 税 額	不納付加算税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	4,761,984	1,039	-	4,763,023
配 当 所 得	2,040,185	4,349	-	2,044,534
上場株式等の譲渡所得等	147,638	-	-	147,638
給 与 所 得	47,889,084	79,065	6,326	47,974,475
退 職 所 得	1,827,575	534	-	1,828,109
報 酬 ・ 料 金 等	3,805,463	5,421	-	3,810,884
非 居 住 者 等	277,068	1,538	-	278,606
計	60,748,998	91,945	6,326	60,847,269

調査対象等：平成14年分について、平成14年2月から平成15年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額と加算税の徴収決定額を示したものである。

(2) 源泉徴収税額の累年比較

種類 \ 年度	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料金等	非居住者等	計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10	2,933,088	1,276,443	142,574	46,153,631	1,595,881	4,127,539	334,310	56,563,466
11	2,750,700	1,328,080	502,981	48,147,940	1,798,037	4,190,064	286,941	59,004,743
12	7,287,564	1,185,687	406,254	47,589,474	1,815,963	4,173,638	254,617	62,713,197
13	13,447,049	2,265,268	167,058	47,962,805	1,875,668	4,061,011	296,186	70,075,045
14	4,761,984	2,040,185	147,638	47,889,084	1,827,575	3,805,463	277,068	60,748,998

調査対象等：各年分の源泉所得税について、翌年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

源泉所得税

(3) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課 税 分
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老 人 等 非 課 税 ・ 財 形 貯 蓄 非 課 税 分 支 払 金 額
	千円	千円	千円
公 債	16,361	2,451	338
社 債	45,109	6,771	87,742
預 貯 金	24,599,419	3,677,396	5,137,301
郵 便 貯 金	4,738,991	709,427	649,928
銀 行 預 金	1,417,902	212,969	308,220
銀行以外の金融機関の預金利子	470,958	70,718	13
勤務先預金の利子	191,806	28,675	15,190
合同運用信託の収益の分配	6	1	1
公社債投資信託の収益の分配	31,480,552	4,708,408	6,198,733
小 計	307,167	45,983	-
定期積金の給付補てん金等	48,363	7,593	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	-	-	-
割 引 債 の 償 還 差 益	31,836,082	4,761,984	6,198,733
計			

調査対象等：この表は、平成14年2月1日から平成15年1月31日までに利子等の支払者から提出された「利子等の所
(注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）の
の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措
に規定する非課税分である。
3 「一般分の支払金額」の「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選
4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法41条の12（償還差益に対
5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第
財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

(4) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
	人	千円	千円	人	千円
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配	89,001	9,792,390	1,958,478	616	334,249
証券投資信託の収益の分配及び特定株式投資信託の収益の分配	-	-	-	-	-
計	-	9,792,390	1,958,478	-	334,249

調査対象等：この表は、配当等の支払者から平成15年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払
収決定額に基づいて作成した）。
(注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
3 「一般課税分」には、個人のほか法人の受取分も含まれている。
なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。

税 分	合 計		区 分
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
千円	千円	千円	
107	16,806	2,451	公 債
801	133,652	6,771	社 債
32,447	29,769,167	3,677,396	預 貯 金
1,688,352	7,077,271	709,427	郵 便 貯 金
1,436,256	3,162,378	212,969	銀 行 預 金
-	470,971	70,718	銀行以外の金融機関の預金利子
27,168	234,164	28,675	勤 務 先 預 金 の 利 子
1	8	1	合同運用信託の収益の分配
3,185,132	40,864,417	4,708,408	公社債投資信託の収益の分配
186,739	493,906	45,983	小 計
-	48,363	7,593	定期積金の給付補てん金等
-	-	-	匿名組合契約等に基づく利益
3,371,871	41,406,686	4,761,984	の分配、生命保険等の差益
			割 引 債 の 償 還 差 益
			計

得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

ほか、租税特別措置法第4条（老人等少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等

置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等

扱課税は個人のみが適用を認められている。

する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれる。

10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	人	千円	
1,777	233,448	81,707	10,360,087	2,040,185	利益又は利息の配当、剰余
-	-	-	-	-	金の分配、基金利息の分配
-	233,448	81,707	10,360,087	2,040,185	証券投資信託の収益の分配及び
					特定株式投資信託の収益の分配
					計

調書）、及び平成14年2月から平成15年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴

源泉所得税

(5) 給与所得・退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁			そ の 他			合 計		
		人員	支払金額	源泉徴収額	人員	支払金額	源泉徴収額	人員	支払金額	源泉徴収額
給与所得	俸給・給料・賞与等	107,468	453,996,008	18,564,663	370,603	955,772,576	29,123,896	478,071	1,409,768,584	47,688,559
	日雇労働者の賃金		676,084	20,601		7,815,407	179,923		8,491,492	200,525
	計		454,672,092	18,585,264		963,587,984	29,303,820		1,418,260,076	47,889,084
退職所得		5,126	42,373,082	1,059,667	4,332	26,551,561	767,908	9,458	68,924,643	1,827,575
給与所得と退職所得の合計			497,045,174	19,644,931		990,139,545	30,071,728		1,487,184,719	49,716,659
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象等：平成14年分の給与所得、退職所得の源泉所得税について、平成15年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」、平成14年2月1日から平成15年1月31日までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

用語の説明：1 法定資料とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば、利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書である。

2 徴収猶予とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収続きを猶予すること。したがって、一定の期間法定の納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(6) 報酬・料金等の課税状況

区 分			人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
報酬・料金等所得	法第204条該当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	26,370	1,940,630	198,931
		弁護士、税理士等の報酬又は料金	17,374	10,520,136	1,161,920
		診療報酬	1,164	18,641,904	1,627,881
		職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	6,797	9,242,711	535,485
		芸能等についての出演料の報酬又は料金	1,373	1,229,394	130,843
		バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	67	492,875	25,852
		契約金・賞金	296	159,377	7,777
		小 計	53,441	42,227,027	3,688,689
	法第203条の2該当	公 的 年 金 等	5,030	7,627,646	68,836
	法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	10,905	4,427,772	15,556
	法第174条該当	芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	39	323,054	32,382
計			69,415	54,605,499	3,805,463
災害減免法により徴収猶予したもの			-	-	-

調査対象等：平成14年分の報酬・料金等の源泉所得税について、平成15年4月までに報酬・料金等の支払者から提出された「法定資料の合計表（報酬・料金・契約金及び賞与の支払調書）」、平成14年2月から平成15年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

(注) この表は、標本調査に基づく推計値である。

(7) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分		譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
		千円	千円
上場株式等の譲渡所得等の	信用取引等	62,235	12,447
	転換社債等	19,040	3,808
	その他上場株式等	656,915	131,383
	計	738,190	147,638

調査対象等：平成14年2月から平成15年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(8) 非居住者等の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額			源泉徴収 税 額
			課 税 分	非課税又は 免税分	総 額	
		人	千円	千円	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等		-	7,114	-	7,114	997
利益又は利益の配 当・剰余金の分配・ 基 金 利 息 の 分 配	一 般 分	148	85,489	113	85,602	13,601
	源泉分離選択課税適用分	-	-			-
	計	148	85,489			13,601
匿名組合契約等に基づく収益の分配		-	-	-	-	-
給 料 賞 与 等		463	412,966	25,570	438,536	82,577
退 職 所 得		1	300	-	300	60
役 務 の 報 酬		117	15,224	-	15,224	2,648
工業所有権その他の技術に関する権利 等の使用料又はその譲渡による対価		7	32,500	-	32,500	6,500
著 作 権 の 使 用 料 又 は そ の 譲 渡 に よ る 対 価		-	-	-	-	-
貸 付 金 の 利 子		2	3,090	-	3,090	618
不動産・採石権の貸付・租鉱権の設定 又は航空機・船舶の貸付による所得		221	568,228	-	568,228	113,534
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価		12	567,720	-	567,720	56,533
機 械 等 の 使 用 料		-	-	-	-	-
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価		-	-	-	-	-
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金		-	-	-	-	-
賞 金		-	-	-	-	-
合 計		-	1,692,631	25,683	1,718,314	277,068

調査対象等：平成14年分の非居住者等の源泉所得税について、平成15年4月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「法定資料の合計表（非居住者等に支払われる給与等の支払調書）」、平成14年2月から平成15年1月までに提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」及び強制徴収による徴収決定額に基づいて作成した。

(注) この表の「公社債・預貯金の利子等」は実績値であるが、その他の部分は標本調査に基づく推計値である。

源泉所得税

(9) 税務署別課税状況

署名	所得区分	利子所得	配当所得	上場株式等の譲渡所得等	給与所得	退職所得	報酬・料 金等所得	非居住者 等所得	計
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
那 覇		4,109,246	1,078,505	124,018	23,815,664	1,329,798	2,850,800	146,056	33,454,089
平 良		32,665	9,753	-	1,292,106	14,025	21,369	-	1,369,917
石 垣		31,713	12,494	-	1,140,844	25,040	35,156	3,092	1,248,339
北 那 覇		211,777	637,458	8,414	10,357,193	231,752	479,958	16,527	11,943,080
名 護		77,153	16,952	2,164	2,692,012	43,631	105,575	19,425	2,956,912
沖 縄		299,430	285,023	13,042	8,591,265	183,329	312,605	91,968	9,776,661
計		4,761,984	2,040,185	147,638	47,889,084	1,827,575	3,805,463	277,068	60,748,998

調査対象等：各税務署の課税状況について、平成14年2月から平成15年1月までに提出のあった徴収高計算書の税額及び強制徴収による徴収決定額を示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

(平成15年6月30日現在)

署名	区分	利子所得	配当所得	給与所得	報酬・料金等	非居住者等
		件	件	件	件	件
那 覇		147	239	7,068	5,770	39
平 良		11	13	892	481	-
石 垣		14	20	894	511	1
北 那 覇		87	283	4,847	4,115	23
名 護		42	34	1,569	1,117	9
沖 縄		109	126	5,217	3,982	56
計		410	715	20,487	15,976	128

3 - 2 民間給与実態統計調査結果（抜粋）

民間給与実態統計調査の説明

- 1 この3 - 2における表は、平成14年分の民間給与所得者について、標本調査により調査したもののうち、沖縄国税事務所管内分の主要な計数について取りまとめたものである。本来この調査は、全国ベースで行われているものであるため、標本誤差は全国より大きくなることに留意すること。

なお、この調査結果の詳細については、「平成14年分税務統計から見た民間給与の実態」（平成15年9月刊行）を参照されたい。

- 2 調査の対象は、平成14年12月31日現在の給与所得者（所得税の納税の有無を問わない。）であるが、次のものは調査対象から除外した。

労働した日又は時間によって給与の全額が算定され、かつ、労働した日にその都度給与の支給を受ける者 公務員 公団、公庫等の職員 すべての従事員が源泉所得税の納付税額がない事業所の従事員

- 3 標本の抽出は、標本事業所の抽出及び標本給与所得者の抽出の2段階から成っている。

(1) 第1段階抽出

事業所を、事業所の従事員数等によって層別し、それぞれの抽出率で標本事業所を抽出した。

なお、第1段階抽出は、国税庁長官官房企画課で行い、抽出された標本事業所には、沖縄国税事務所総務課から調査票を送付した。

(2) 第2段階抽出

標本事業所の給与台帳を基にして、一定の抽出率により標本給与所得者を抽出した。ただし、標本事業所において年間給与額が2,000万円を超える者は、全数を抽出した。

なお、第2段階抽出は、標本事業所が行った。

(参考) 事業所の従事員数等による層別、抽出率は、次のとおりである。

区 分 階 層	事務所の従事員 数 等 の 区 分	全体としての事業 所 の 抽 出 率	事業所における給 与 所 得 者 の 抽 出 率	全体としての給 与 所 得 者 の 抽 出 率 ×
	人			
第 1 層	1 ~ 9	1 / 400	1 / 1	1 / 400
第 2 層	10 ~ 29	1 / 200	1 / 2	1 / 400
第 3 層	30 ~ 99	1 / 60	1 / 5	1 / 300
第 4 層	100 ~ 499	1 / 15	1 / 20	1 / 300
第 5 層	500 ~ 999	1 / 3	1 / 50	1 / 150
第 6 層	1,000 ~ 4,999	1 / 1	1 / 100	1 / 100
第 7 層	5,000 人 以上	1 / 1	1 / 200	1 / 200
第 8 層	本 社	1 / 1	1 / 10	1 / 10

(注) 「本社」とは、従事員500人未満で資本金10億円以上の株式会社の本社をいう。

規模別・業種別給与所得者数及び平均給与額

区 分		年 間 月 平 均 給 与 所 得 者 数	う ち 1 年 勤 続 者	
			給 与 所 得 者 数	平 均 給 与 額
企 業 規 模 別		人	人	千円
個 人		31,002	25,984	2,157
法 人 (資本階級別)	2,000万円未満	40,044	35,866	2,967
	2,000万円以上	49,669	40,274	2,950
	5,000万円 "	27,770	25,193	4,197
	1 億 円 "	45,840	37,703	3,727
	10億 円 "	19,830	17,781	4,155
そ の 他 の 法 人		116,756	90,614	3,675
合 計		330,911	273,415	3,417
事 業 所 規 模 別				
10 人 未 満		51,362	42,373	3,084
10 人 以 上		62,590	48,067	3,523
30 人 "		85,038	68,907	3,541
100 人 "		85,451	72,007	3,345
500 人 "		22,416	22,555	3,767
1,000人 "		17,865	15,106	3,497
5,000人 "		6,189	4,400	2,667
合 計		330,911	273,415	3,417
業 種 別				
建 設 業		43,570	36,708	3,832
織 維 工 業		-	-	-
化 学 工 業		10,154	9,563	5,606
金 属 機 械 工 業		-	-	-
そ の 他 の 製 造 業		28,783	24,759	3,951
卸 小 売 業		84,191	62,686	2,763
金 融 保 険 ・ 不 動 産 業		6,920	5,187	4,309
運 輸 通 信 公 益 事 業		26,495	25,388	3,635
サ ー ビ ス 業		125,112	103,655	3,255
農 林 水 産 ・ 鉱 業		5,686	5,469	3,117
合 計		330,911	273,415	3,417